

就労証明書に関する同意書

以下の確認事項について同意します。（内容確認後、右欄にチェック☑をお願いします。）

確認事項		チェック
1	「就労」で申込み、入所内定となったが、保育所入所前に退職した場合、保育所入所月の1日から新たな職場で就労を開始する必要があります。また、新たな職場での就労条件（勤務日数・勤務時間等）が元の職場の条件を下回らないことが利用承諾の条件となります。 （例・4月入所）○元の職場を退職 → 新たな職場で4月1日就労開始 （例・4月入所）×元の職場を退職 → 新たな職場で4月10日就労開始 以上が守られなかった場合、施設利用の取消となります。	☐
2	「就労」で申込み、入所内定後、保育所入所月に転職をする場合、新たな職場での就労条件（勤務日数・勤務時間等）が元の職場の条件を下回らないことが利用承諾の条件となります。 新たな職場での勤務条件が、元の職場の条件を下回っていることが確認され、基準指数が下がることとなった場合は、施設利用の取消となります。	☐
3	育児休業からの復職期限は保育施設への入所月の月末です。復職後に作成された就労証明書にて入所月に復職をしていなかったことが確認された場合、申込み時の条件と異なるため、施設利用の取消となります。	☐
4	復職後に育児短時間勤務制度等を利用する場合は、その就労条件が記載された就労証明書を申込み時に提出する必要があります。申込み時には育児短時間勤務制度等の予定がなく内定となったが、復職後に作成された就労証明書にて育児短時間勤務制度等の利用が確認され、基準指数が下がることとなった場合は、施設利用の取消となります。	☐
5	本市では、育児休業を取得している職場への復職に加え、育児休業を取得している職場から転職して別の職場に就労する場合も復職として認めています。その場合の注意点は以下のとおりとなります。 ① 新たな職場での就労条件（勤務日数・勤務時間等）が元の職場の条件を下回らないこと。 ② 元の職場での育児休業終了及び退職後、切れ目ないように新たな職場で就労を開始すること。 （例・4月入所）○元の職場で4月15日育児休業終了、同日退職 → 新たな職場で4月16日就労開始 （例・4月入所）×元の職場で4月15日育児休業終了、同日退職 → 新たな職場で5月1日就労開始 以上が守られなかった場合、施設利用の取消となります。	☐

（※）1号認定児童（幼稚園や認定こども園で教育を受ける3～5歳児）を除く

（あて先）茂原市長

私は、施設利用にあたり、以上の確認事項について同意します。

なお、確認事項が守られていなかったことが判明し、施設利用が取消となったとしても異議申し立てはいたしません。

（署名欄）

同意年月日 年 月 日

住所 _____

氏名 _____